長岡市監査公表第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定期 監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9項の規定により公表します。

平成29年6月29日

 長岡市監査委員
 金 山 宏 行

 同
 北 村 敏 雄

 同
 柴 野 寛

 同
 高 野 正 義

1 監査の対象

水道局 業務課(経営企画室、小国・栃尾・与板営業所を含む。)

2 監査の範囲

平成28年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況

3 監査の期間

平成29年6月8日から6月9日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に 照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として 財務に関する事務の適法性、効率性について監査しました。

5 監査の結果

監査の対象	監査の結果
業務課	適正に処理されていました。